

れいわ ねん がつついたち しこう  
令和2年4月1日より施行

# とうきょうと たいとうく しゅわげんご ふきゅう およ 東京都台東区手話言語の普及及び

## しょうがいしゃ いしそつう そくしん かん じょうれい 障害者の意思疎通の促進に関する条例

### もく てき 目的

この条例は、手話が言語であることの普及や障害者の意思疎通の促進について、  
区の考え方を定め、区の責任、区民、事業者の役割を明らかにすることにより、  
多様性が尊重される共生社会を実現することを目的に作りました。



### きほんりねん 基本理念

1. 手話は言語であり、独自の言語体系を有する文化的所産であるという認識のもと、その理解と普及を行わなければならない。
2. 全ての障害者は、可能な限り、意思疎通手段についての選択の機会が確保され、意思疎通を円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならない。
3. 全ての人が相互に人格と個性を尊重し合うこと。

### やくわり それぞれの役割

#### たいとうく 台東区

手話が言語であることの理解の促進  
と手話の普及を行っていくとともに、  
障害のある方の特性に応じた意思  
疎通の促進に関する施策を推進して  
いきます。

#### くみん 区民

手話が言語であることの理解や障害  
のある方の意思疎通に関する理解を  
深め、区が推進する施策に協力する  
よう努めます。

#### じぎょうしゃ 事業者

手話が言語であることの理解や障害  
のある方の意思疎通に関する理解  
を深め、区が推進する施策に協力  
するよう努めるとともに、事業を行う  
に当たり、障害のある方の特性に  
応じた意思疎通手段を利用するため  
の合理的配慮の提供に努めます。

# いしそつうしゅだん 意思疎通手段について

## しゅわ 手話

にほんご えいご おんせいげんご おな  
日本語や英語などの音声言語と同じように  
どくじ ぶんぽうたいけい げんご にほんしゅわ  
独自の文法体系をもつ言語で、日本手話と  
にほんごたいおうしゅわ わ しゅしうご  
日本語対応手話に分けられます。手指の動き、  
どうさ かお ひょうじょう つか あいて いし  
動作、顔の表情を使い、相手に意思を  
つた ことば  
伝える言葉です。

## ようやくひつき 要約筆記

おも ちょうかくしょうがいしゃ しゅうほう える きい  
主に聴覚障害者が情報を得る際に使用する  
しゅだん ほんし ないよう ぼ  
手段です。話をしている内容をその場で  
文字化しますが、すべての内容を文字化  
することが難しいため、内容を要約して筆記  
します。

## やくだ じょうほう お役立ち情報

## おんやく 音訳

主に視覚障害者が情報を得る際に使用する  
手段です。文字や図表等の情報に対し、  
読み手の感情は入れずに音声で説明します。

## てんじ 点字

主に視覚障害者が文字を読んだり、書いたり  
するために使う文字です。たて3点、よこ2点  
の計6つの点を組み合わせて文字を表して  
います。

## コミュニケーションボード

聴覚障害者や知的障害者、あるいは外国人  
など話し言葉によるコミュニケーションが  
困難な人に対して、分かりやすいイラスト  
を指さしながら意思を伝える方法です。



※紹介した以外にも様々な  
コミュニケーション手段があります。

## ヘルプマーク・ヘルプカードなど



▲ヘルプマークとケース

### ◎どのようにつかうの？

ぎそく かつた ないぶしょうがい かつた にんしんしよき かつた がいけん  
義足の方や内部障害の方、妊娠初期の方など、外見か  
ら分からなくても援助や配慮を必要としている方々が  
しゅうい かつた はいりよ し えんじょ え  
周囲の方に配慮を知らせることで援助を得やすくなるよ  
う作成されたマークです。

### ◎どこでもらえる？

- ①障害福祉課、保健予防課、地域包括  
支援センター、区民事務所等で配布。
- ②区 H P のヘルプマーク申請ページ  
から電子申請にて申請。(後日郵送)

### ◎どのようにつかうの？

しょうがい かつた こま かつた はいりよ てだす  
障害のある方が困ったとき、まわりの方に配慮や手助け  
をお願いするためのカードです。ご自分の氏名・住所など  
の基本情報から自分の障害や病名、非常時の連絡先など  
を記載することができます。また、自分の伝えたいこと  
や支援時の注意点を記載することのできる自由  
記入欄もあります。

### ◎そのほかにも・・・

- 伝言・連絡パターン集  
切り取ればそのままヘルプカードの自由  
記入欄に貼ることができる書式。
  - ヘルプシール  
シール紙に印刷すれば、スマートフォン、  
手帳など身に付けているものに貼付けて  
周囲に知らせることができる書式。
- ※どちらも区 H P からダウンロード可



▲ヘルプカードとケース

## しゅわこうしゅうかい かいさい 手話講習会の開催について



区では手話講習会を開催しています。初級・中級・上級・養成クラスに分かれて年に1回  
受講生を募集しています。手話を学ぶことは聴覚障害者を知ることもつながります。  
これを機に一緒に学んでみませんか。(詳しくは区 H P をご覧ください)

### <問合せ先>

たいとうく ふくしぶ しょうがいふくしか しよむがかり  
台東区 福祉部 障害福祉課 庶務係

〒110-8615 東京都台東区東上野4-5-6

でんわ ふうあつくす  
電話:03-5246-1206 FAX:03-5246-1179

じょうりい しょうかいどうが  
条例の紹介動画



ヘルプマーク・ヘルプカード  
電子申請ページ



ヘルプシール・伝言連絡  
ダウンロードページ

